

住民監査請求の受理について (児童自立支援施設に係る負担金支出について)

住民監査請求について、請求の受理を決定しましたので、概要をお知らせします。請求内容については、令和4年12月12日(月)を期限として監査を行います。

- 1 請求人
3名
- 2 請求の提出年月日
令和4年10月12日(水)
- 3 請求の受理を決定した年月日
令和4年10月24日(月)
- 4 法定監査期限
令和4年12月12日(月)
- 5 監査請求書の記載内容
別添「住民監査請求の概要について」を参照。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 監査委員事務局 監査課 電 話 : 072-228-7899 ファックス : 072-222-0333
----------------------------	---

住民監査請求の概要について

(児童自立支援施設にかかる負担金支出について)

監査請求書の記載内容

(以下、原則として原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。)

1. 請求の要旨

(1) はじめに

児童自立支援施設は、児童福祉法に基づく施設であり、都道府県政令指定都市による設置が義務付けられている。

大阪府には、大阪府立修徳学院（以下「修徳学院」という。）が存在する。大阪府は修徳学院の寮舎等を整備するため、別紙（令和3年1月21日付合意書の別表）の業務を行うこととなっている。

他方で、堺市には独自の児童自立支援施設が存在しなかった。そこで、堺市は、独自の児童自立支援施設建設を計画していた。

ところが2019（令和元）年6月に永藤市長が当選したのち、この計画が中断することとなった（事実証明書1）。

それどころか、堺市は、大阪府が実施する修徳学院の学舎等の整備に関する費用を既に支出し、また将来にわたって支出しようとしている。かかる支出は、後述のとおり違法不当であるから、本件監査請求に及んだ。

(2) 公金の支出について

堺市会計管理者は、令和2年4月8日、修徳学院への事務委託の検討に係る文化財調査の費用として、大阪府に対し、1,150,718円を支払った（事実証明書2:子ども青少年局支出命令書）。

堺市長は、令和3年1月21日、大阪府知事との間で、事務委託継続のためとして、修徳学院の寮舎等の整備に係る費用を、堺市が負担するとの合意（以下「本件合意」という。）を行った（事実証明書3:大阪府立修徳学院における堺市から大阪府への地方自治法の規定による事務委託継続の依頼に基づく合意書2条2項）。

堺市は、本件合意に基づき、令和3年4月14日、新厨房棟（仮称）計画策定変更業務・建材の試料採取及びアスベスト含有分析調査業務・新寮舎計画策定業務の費用として、大阪府に対し2,362,800円を支払った（事実証明書4:子ども青少年局支出命令書）。

さらに堺市会計管理者は、本件合意に基づき、令和4年4月15日、男子寮撤去工事図面作成業務・男子寮内設置機器等処分・男子寮撤去工事・男子寮撤去工事監理業務の費用として、17,535,720円を支払った（事実証明書5:子ども青少年局支出命令書）。

本件合意2条（別表）からすれば、堺市会計管理者は今後、前述の支出に加え、未だ支出していないと思われるキ:新寮舎（男子寮・女子寮）設計関係業務・ク:新寮舎（男子寮・女子寮）建設工事・ケ:桜坂小中学校職員室等増設に伴う本館等の改修及び物品運搬業務・コ:上記ケに伴う物品運搬先施設の改修の費用を大阪府に全額支払うことが相当の確実さをもって予測される。

(3) 本件合意の違法性

地方財政法 9 条によれば、地方公共団体の事務に要する費用は、当該地方公共団体が全額負担するべきである。上記の公金支出は、大阪府の事務に要する費用を堺市が負担するものであって、地方財政法に反し違法である。

なお、地方財政法 27 条 1 項によれば、「都道府県の行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。」とされている。

しかし、本件合意のように、大阪府の事業費用を、受益の限度に留まらず堺市が全面的に負担することは地方財政法 27 条 1 項に反し違法である。しかも、文化財調査費用に関しては、堺市が大阪府に事務を委託するか否かにかかわらず、そもそも大阪府がすべきであって、堺市には全く受益が存在しない。

したがって、堺市会計管理者が行った上記計 21,049,238 円の公金支出も違法であって、同額の損害を堺市に与えるものであり、大阪府には不当な利得が生じている。また、本件合意に基づき、今後、相当の確実さをもって予測される公金支出も違法である。

(4) 小括

よって、監査委員は、市長に対し、①違法に支出された公金について、大阪府に対しては不当利得の返還を求め、②当該支出に関与した職員らに対しては損害の賠償等を求め、③また、今後、相当の確実さをもって予測される本件合意に基づく公金支出については、当該支出に関与する職員らに対して公金支出をしないようにする等、必要な措置を講じるように勧告することを求めるものである。